

IT 装備都市研究事業を基礎とした  
コミュニティ連携を推進するデータセンターに関する  
研究開発・実証事業

研究員公募要綱

平成 14 年 5 月 8 日

経済産業省

## 1. はじめに

### (1) これまでの経緯

すべての国民がITのメリットを享受できる豊かな生活を実現し、ITの活用を通じた新規事業の創出と既存産業の効率化を達成するため、高度情報通信ネットワーク社会の実現に不可欠なインフラを形成するとともに、電子政府・電子商取引等の促進により、このインフラを活用した取引や活動を活性化することが急務となっている。

このため、経済産業省（以下、当省）においても、電子政府・公共分野の情報化や情報セキュリティ対策、情報通信技術開発などの施策を推進しているところである。

これらの施策のうち、「ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業（以下、IT装備都市研究事業）」（平成12年度補正予算）においては、特に公共分野において共通的に利用されることを想定しつつ、ICカードシステムを中心とした情報システムを複数の地域において各々に導入し、その効果等を広範に検証するために、マルチアプリケーション対応ICカードの研究開発や行政サービス、民間サービスのためのICカードアプリケーションの研究開発などを行った。

また、「IT装備都市研究事業を基礎とした先進的ICカードアプリケーション開発・実証事業（以下、「先進アプリ開発・実証事業）」（平成13年度補正予算）では、このIT装備都市研究事業の実施内容を活用し、ICカードの利用をさらに促進する先進的なアプリケーションの研究開発及び実証実験を行い、その効果等の検証を行っている。

さらに国内では、今般の地域情報化や電子商取引の促進に伴い、システム運用の効率化や柔軟なサービス利用形態の確立などをiDC（Internet Data Center）やASP（Application Service Provider）によって実現し、情報技術の利用により得られるメリットを極大化する動きが、官民を問わず広がっている。

### (2) 事業の目的

このような状況を踏まえ、「IT装備都市研究事業を基礎としたコミュニティ連携を推進するデータセンターに関する研究開発・実証事業（以下、本事業）」（平成14年度予算）においては、マルチアプリケーション対応ICカードシステムやその他システムの運用、リソースの共有化及びASP機能等を担うコミュニティ・データセンター（CDC）に関する研究開発・実証実験を行う。

コミュニティに立脚した新たなデータセンターの機能、運用形態などを検証することにより、CDCの本格的な展開を促進し、さらには新規事業の創出等を図ることが本事業の目的である。

### (3) 研究員の公募

当省では、本事業をより効率的かつ効果的に実施するため、上述のような目的に照らして適切かつ具体的な研究テーマを有する研究員を広く一般から募集することとした。

## 2. 事業について

IT 装備都市研究事業及び先進アプリ開発・実証事業における実施内容を踏まえ、マルチアプリケーション対応 IC カードシステムの運用等を担う CDC に係る研究開発及び実証実験を行う研究員を公募・選定し、下記の要領で本事業を実施する。

### (1) コミュニティ・データセンター (CDC) について

#### 1) 定義

コミュニティ・データセンターとは、iDC (Internet Data Center) や ASP (Application Service Provider) の手法を活用し、コミュニティ (生活圏、経済圏等) 内の官民が運営する情報システムに係る機能と情報の集約によって、サービスの高度化・効率化が実現できる機関をいう。

この機関は、施設にサーバ等を集約するのみでなく、運用に係るノウハウの蓄積や活用等も担い、コミュニティ内の情報化を推進する機関の一つとする。

#### 2) 要件

CDC の要件は以下の通りである。

要件 1 : コミュニティ内の IT を活用したサービスの高度化・効率化に寄与できること。

要件 2 : 官民が共用できること。

要件 3 : IT を活用したサービスの高度化を図るために、標準的な技術を利用し、有機的な機能連携が容易に実現できる環境であること。

要件 4 : 上記三要件のノウハウを蓄積及び活用できること。

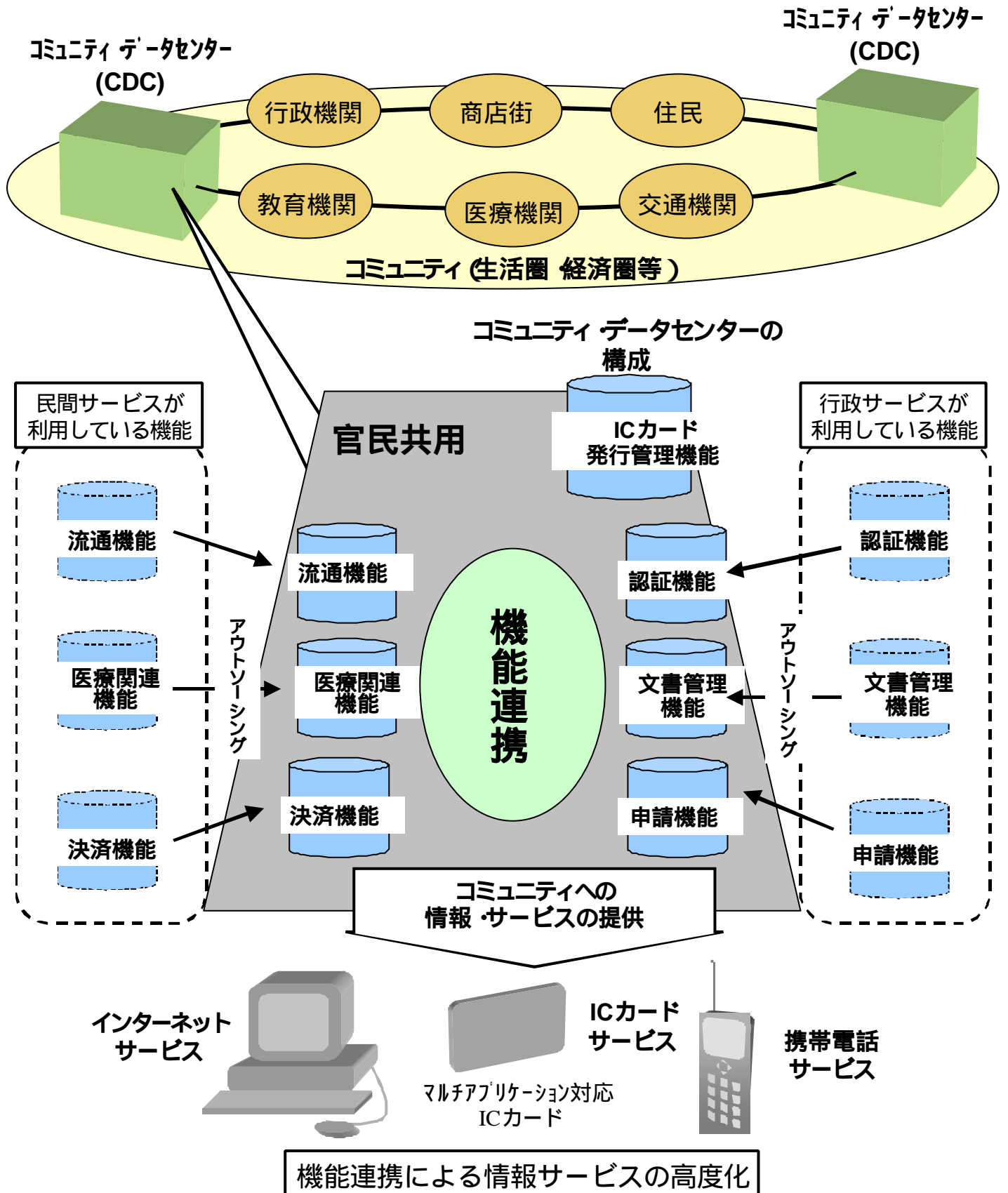
#### 3) CDC を利用したサービス例

- ・クレジット決済機能と電子申請機能を連携させた行政電子申請サービス
- ・公的認証機能と決済機能を連携させたコミュニティ内企業による電子商取引サービス
- ・コミュニティ内企業の在庫管理機能と行政の物品調達機能を連携させた物品調達サービス
- ・公的認証機能と配達機能を連携させた宅配サービス
- ・商店街のポイントカード管理機能と行政の施設管理機能を連携させた公共施設予約アプリケーションを複数の団体に提供するサービス

上記は CDC のイメージを表現するための例である。

上記例は、CDC が提供する全てのサービスについて、複数システムの機能連携を要求するものではない。

4) CDCのイメージ図



## (2)実施内容

### 1)コミュニティにおいてCDCが担う社会的役割の研究

- ・コミュニティのIT化の拠点としてのCDCが担うべき役割に関する研究。
- ・地方公共団体や民間事業者等、コミュニティ内の各団体とCDCとの役割分担に関する研究。

### 2)CDCが提供するサービス、機能の研究

- ・コミュニティ内のITを活用したサービスの高度化・効率化を図るために、iDCやASPなどの手法を活用してCDCが提供するサービスの研究。
- ・CDCにおいて、地方公共団体が行う行政系サービスと民間事業者が行うサービスとの機能連携をはじめとして、複数システムの機能が連携することにより新たに実現するサービスの研究。
- ・CDCが提供するICカードを活用したサービスの研究。
- ・これらサービスの実現手法の研究。

### 3)CDCの運用手法の研究

- ・運用体制、関係者間の規約、料金設定など、CDCの運用手法の研究。

### 4)システム開発及び実証実験

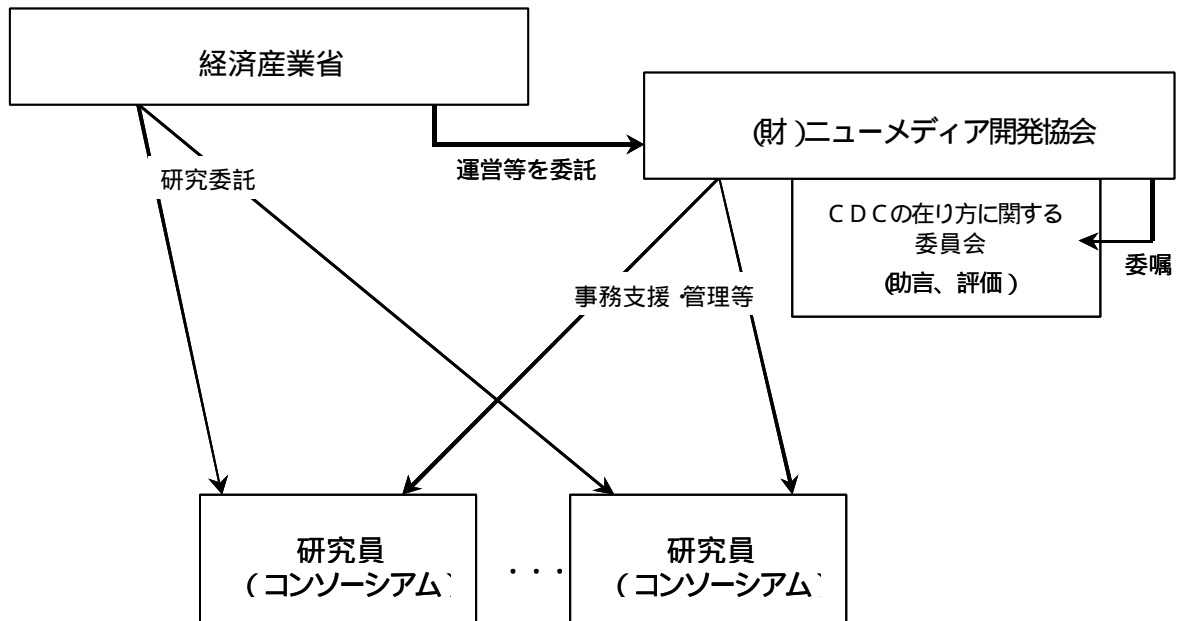
- ・上記1)～3)の実現に必要なシステムの研究開発。
- ・CDCの実現性、有用性、効果等を検証するための実証実験の実施。

### 5)研究開発及び実証実験の結果の分析・検証

- ・研究開発及び実証実験の結果の定性的・定量的評価、分析、検証。

## (3)実施体制

- ・当省が本事業を実施する。
- ・研究員として本事業への参加を希望する者は、本要綱に基づき、本事業で自らが実施したい研究テーマを当省に提案する。
- ・当省は、財団法人ニューメディア開発協会（以下、「協会」）に、研究員の採択審査および本事業の運営管理を委託する。
- ・協会は、外部有識者からなる「審査委員会」を設置する。審査委員会は提案された研究テーマの中から、本事業の目的に合致した優れた提案を選定する。
- ・協会は、外部有識者からなる「CDCの在り方に関する委員会（以下、「CDC委員会」）」を設置する。CDC委員会は、審査委員会で選定された提案に基づく事業の実施に対して、助言、並びに評価を行う。
- ・研究員は、CDC委員会で定められた範囲の業務につき、全般の責任をもってこれを遂行する。
- ・協会は、当省の職員とともに、選定された提案に基づく事業の実施に対して必要な事務支援および管理を行う。



(4)実施期間及びスケジュール

本事業は、平成14年度予算による事業として執行が可能な期間においてこれを実施する。

スケジュール（予定）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
CDC委員会										
フィールド団体会議										
全研究員会議										
コンソーシアム会議	適宜開催									
全体予定										
						11月1日			2月28日	3月15日
						実証実験開始			実験終了	納品
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CDC委員会：公募要綱参照（全5回）</li> <li>・ フィールド団体会議：経済産業省、協会及び各コミュニティの地方公共団体等の担当者による会議（2ヶ月に1回）</li> <li>・ 全研究員会議：経済産業省、協会及び各研究員の担当者による会議（月1回）</li> <li>・ コンソーシアム会議：コンソーシアム毎に開催する会議で、必要に応じて経済産業省及び協会も出席（適宜開催） CDC委員会を除く、上記の会議等は採択地域の持ち回りにより実施する予定。 その他、関連制度、運用等に関するワークショップを逐次開催。</li> </ul>										

(5)事業規模

本事業の事業総額（国費充当額）は、協会による運営管理等を含めて19億円程度

であり、また、研究員企業数については、5社程度を予定している。ただし、具体的な研究員企業数、各研究員の実施する事業規模等については、研究員からの実際の提案内容や所要経費を総合的に審査委員会並びにCDC委員会で審議した上で決定する。

### 3. 応募要件

#### (1) 研究員の要件

研究員とは、自らが提案する研究テーマ又は当省と協議の上でその一部を変更した研究テーマ(以下、総じて「研究テーマ」)を実施することができる企業又は団体をいう。

複数の企業又は団体により共同で提案を行う場合は、本事業のためのコンソーシアムを設立し、本事業に関する契約を当省との間で直接締結し得る企業又は団体がコンソーシアムの代表として応募すること。

上記は、いわゆる「試験研究所」に所属する「研究者」あるいは「研究所」であることを応募の条件とするものではない。

個人による応募は不可とする。

#### (2) 応募資格、応募条件

- ・研究員は、研究テーマに係る研究開発及び実証実験の主要な部分を自ら行い得る技術レベル・人数のスタッフを有すること。
- ・研究員は、研究の実施によって生じた、いかなる賠償責任も当省が負わないことを了承し、かつ、その実施に責任を有する者であること。
- ・研究員間で研究内容の重複等が認められた場合は、効率的な研究を行うために、共同して研究を実施することを指示する場合があるので、予めこれを了承すること。
- ・実証実験を行う地域は、IT装備都市研究事業を実施した地域、又はそれと同等の環境を備えた地域であること。尚、研究員選定後、実証実験に協力する地方公共団体等の協力承諾書が必要となる。
- ・短期間で効率的に事業を実施するために、研究員(またはコンソーシアムを構成する企業または団体)は、本事業の実証において使用するCDCを本事業の予算で設立するのではなく、既存のiDC、ASP等を活用して実現することが望ましい。
- ・研究対象となるCDCは、本事業の終了後に、研究員またはコンソーシアムを構成する企業及び団体の関与の下、本格運用の実現性が充分に見込まれるものであること(本事業終了後の経費に係る国費の充当はない)。

### 5. 応募方法

#### (1) 応募申請書の記入要領

別添資料 - 1 を参照。

## (2) 応募申請書作成上の注意

原則として、A4サイズ用紙、縦置き・横書きで、日本語により記載する。

## 6. 申請書の提出期限・提出方法

### (1) 提出期限

平成14年5月21日(火)までに、下記(2)のいずれかの方法で、協会に提出すること。

### (2) 提出方法

- ・書留郵便(上記提出期限当日の午後5時までに協会に到着したものを有効とする)
- ・宅配便(上記提出期限当日の午後5時までに協会に到着したものを有効とする)
- ・持参(上記提出期限当日の午後5時までに協会に到着したものを有効とする)

注. 電子メール、FAXによる提出は認めない。

### (3) 到着確認

- ・上記のうち、持参を除く方法により提出する場合、本要綱に従い必要な書類を提出した者(以下、「申請代表者」)は、提出後速やかに下記に示す協会窓口宛、電話にて、提出の連絡をすること。
- ・協会は、所定の書類が到着した後速やかに、内容を確認の上、電子メールにて申請代表者宛に申請受理票を送付するので、申請代表者はこれを必要な期間保存しておくこと(持参により提出した者には、その場で協会から受領書を交付し、内容を確認の上、後日申請受理票を送付する)。
- ・申請代表者は、申請受理票が受信できない場合は、書類提出日(発送日)を含めた2日以内(土、日は含めない)に協会窓口宛に未到着の旨の連絡をすること。  
また、この場合、申請代表者は、協会の指示に従い、提出(発送)したことを証明する書類(書留控え、宅配便控え、または協会発行の受領書)及び提出書類一式の写しを速やかに協会宛持参すること。
- ・協会は、申請代表者が上記3項に従わない場合、又は、正当な未到着の理由が明確に確認できない場合は、いかなる理由があっても応募を受付けない。

注. 上記のいずれの場合においても、連絡及び提出の受付は、土、日を除く午前10時から午後5時までの間とする。

#### (4)提出書類

下記の書類を一つの封筒に入れ、「コミュニティ連携を推進するデータセンターに関する研究開発・実証事業」と表に朱筆の上、提出すること。

会社概要票については、研究員である企業又は団体のものを提出すること。

- ・研究員応募申請書（別添資料 - 2） . . . . . 1部
  - ・研究テーマ提案書(1)～(3)（別添資料 - 3） . . . . . 5部
  - ・コンソーシアム概要票（別添資料 - 4） . . . . . 1部
  - ・会社概要票（別添資料 - 5） . . . . . 1部
  - ・上記の申請書類等が記録された電子媒体（CD、FD等） . . . . . 1部
- 注．提出書類は返却しないので、あらかじめ了承のこと。

#### (5)ヒアリング

必要に応じて、当省又は協会から個別に連絡の上実施する。

#### (6)公募に関する問い合わせ及び申請書類の提出先（協会窓口）

（財）ニューメディア開発協会

〒108-0073 東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル24階

電話 03-5730-9225

FAX 03-5730-9229

e-mail itcity@nmda.or.jp

URL <http://www.itcity.jp>

注．問い合わせは、電子メールかFAXにて行うこと（電話での問い合わせには応じない）。

#### (7)その他

応募内容については、当省の判断により、必要に応じて公表することがあるので、あらかじめ了承のこと。

### 7. 契約条件

審査委員会で選定された研究員は、CDC委員会で定められた業務に関し、以下の要領に従い当省との間で契約を締結することとする。

#### (1)契約形態

委託契約とする。

## (2)業務の範囲

研究員の選定後にCDC委員会で定める範囲とする。

経費としては、人件費、外注費並びにシステム開発及び実証実験に必要な機器の利用に係る費用等を対象とし、原則、施設等の建設等に係るものは除く。具体的には、当省と当該研究員との協議の上、これを定める。

## (3)成果物の納入及び評価等

研究員は、成果物として、新たに開発されたソフトウェア及び研究報告書を当省に納入するものとする。当省は、これを受けて検査を行い、所定の費用の支払いを行う。研究員は成果物を納入する時点において、当省の指示に基づき、その概要を自ら自社のサーバまたは当省が指定するサーバ上にホームページ(日本語、英語)を立ち上げ、第三者による外部評価を受けられるようにする。

当省はシステム開発及び実証実験の途中段階において、少なくとも1回、開発及び実験等の進捗状況についてのフォローアップ審査を行う。その結果、効果が上がっていないと判断された場合には、当省は、開発途中・実験途中で契約を打ち切ることができるものとする。

## (4)事業終了後のフォロー

研究員は、本事業終了後、研究テーマの成果の活用・普及に関する報告を定期的に当省に行うものとする。当省は、必要に応じて研究者に成果の普及についての協力を要請できるものとする。

## (5)その他

以上の条件は、当省の指示により、研究テーマの内容に応じて一部変更する場合がある。

## 8. 公募のスケジュール

別表参照

以上

日 時	項 目	備 考
平成14年 5月8日(水)	公募要綱発表  (提出書類受付期間)	<p>経済産業省及び(財)ニューメディア開発協会のウェブサイトにて本要綱を提供。問い合わせは協会へ。</p> <p>問い合わせ、申請書提出の受付は、土、日を除く、午前10時から午後5時まで。</p> <p>申請代表者は、申請書を提出した日から必ず2日以内に申請受理票を確認すること。</p>
5月21日(火) 午後5時	提出期限 (書類受付締切日)  (ヒアリング)	<p>提出した申請書について、申請受理票が確認できない場合は、5月22日(水)午後5時までに未到着の旨を協会に連絡し、協会の指示に従い、速やかに所定の書類を協会宛て持参する必要がある。</p> <p>ヒアリングは、当省又は協会から個別に連絡した上で実施。</p>
5月31日(金) (予定)	審査結果発表	<p>申請代表者(選定された者のみ)には、当省から審査結果を連絡するとともに、当省及び協会のウェブサイトにて、選定されたコンソシアム名及び研究テーマ概要を発表。</p>